

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和34年8月11日、資格喪失日は同年11月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年8月11日から同年11月5日まで

私は、昭和34年4月にA社に入社し、36年11月まで同社の社員として継続して勤務していた。

申立期間の前後に勤務していたA社C事業所及び同社D事業所における厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、同社B事業所に勤務した申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の記憶から、申立人は、昭和34年4月から36年11月までの期間において、正社員としてA社に継続して勤務し、申立期間については同社B事業所に勤務していたものと推認できる。

また、A社の取締役は、「申立人の経歴であれば幹部候補の正社員として入社したものと考えられ、入社当初から厚生年金保険に加入し、転勤先のB事業所でも厚生年金保険に加入させていたはずである。」と述べている。

一方、オンライン記録によれば、A社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が確認できるにもかかわらず、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は保管されていない上、同社B事業所において厚生年金保険被保険者手帳記号番号が払い出されている被保険者については、オンライン記録上被保険者記録が確認できない。このことについて、社会保険事務所(当時)では、同社B事業所が、申立期間当時、厚生年金保険の適

用事業所であったことは間違いなく、当該被保険者名簿が見当たらない理由等については不明としている。

これらのことから、申立人の主張、複数の同僚及びA社の取締役が述べる内容には信ぴょう性が高いと認められる一方、社会保険事務所において、同社B事業所の申立期間に係る被保険者名簿を消失したものと考えるのが相当であり、社会保険事務所の記録管理に不備があったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B事業所において昭和34年8月11日に被保険者資格を取得し、同年11月5日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認めるのが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から48年1月13日まで

私が勤務していたA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和48年1月13日になっているが、同社に入社したのは47年5月1日であり、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

なお、本申立てについては、A社B支店において、昭和47年当時、厚生年金保険の加入手続漏れがあり、他の年金調査において、申立期間が未加入となっていることが判明したため、同社から第三者委員会に申立てするようとの連絡を受けたものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び回答書並びに雇用保険の加入記録により、申立人が同社B支店に昭和47年5月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社では、入社日と同日付けで厚生年金保険及び雇用保険に加入させる取扱いが基本であるとしており、前述のとおり、申立人は、入社日と同日付けで雇用保険の被保険者資格を取得している。

さらに、A社B支店に係るオンライン記録によれば、昭和46年8月以降、47年10月まで同社同支店において被保険者資格を取得した者はおらず、一方、同年10月から49年10月までの期間に同社同支店において被保険者資格を取得した同僚の中には、46年11月ないし48年9月に同社同支店に入社

(又は異動)し、入社日(又は異動日)の属する月の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、数年後に事業所側の厚生年金保険の加入手続漏れが判明し、それに伴う示談に応じたと述べている者が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を、入社日である昭和47年5月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和47年当時に厚生年金保険の加入手続漏れがあったとしていることから、事業主は、48年1月13日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年5月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 所における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 C 所における資格喪失日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで

申立期間①について、私が A 社 B 所から本社へ異動したのは、昭和 32 年 4 月 1 日付けであったにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録では、同社 B 所における資格喪失日が同年 3 月 28 日、本社における資格取得日が同年 4 月 1 日となっており、同年 3 月が被保険者期間から欠落していることに納得ができない。

また、申立期間②について、私は、A 社 C 所に在勤中の昭和 36 年 2 月ごろに同社を退職することを決意し、その後、同年 10 月 1 日付けで他社に再就職することが決まり、同年 9 月末日で退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録では、同社 C 所における資格喪失日が同年 8 月 31 日となっていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社から提出された在籍証明書及び申立人の同社内における異動歴に係る説明により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B所から同社（本社）に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同時期にA社B所から同社（本社）に異動した同僚が、異動日を昭和32年4月1日とする辞令を所持していることから、申立人の同社B所における資格喪失日は、同社（本社）における資格取得日と同日の同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、A社から提出された、申立人からの退職願及び同社（本社）から同社C所あての申立人の退職に係る稟議承認通知書により、申立人が同社C所に昭和36年8月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社における昭和36年当時の給与支払日及び厚生年金保険料控除方法について、複数の同僚が、「給与支払日は毎月25日で、厚生年金保険料は当月控除であった。」と述べているほか、同社では、「申立人の昭和36年8月に係る厚生年金保険料は給与から控除されていたものと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和36年8月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められるとともに、申立人のA社C所における資格喪失日に係る記録を、前述の退職願等に記載されている退職日に基づき、同年9月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C所における昭和36年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明として

いるが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の同年 8 月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 36 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、前述の退職願等の資料により、申立人は、同年 8 月 31 日付けで退職していることが確認でき、ほかに当該期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 618

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和 62 年 3 月 21 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36 万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私が昭和 62 年 3 月 21 日付けでB社からA社に出向した際の申立期間が、厚生年金保険被保険者記録から欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録等の資料、D企業年金基金から提出されたE厚生年金基金の加入記録、F健康保険組合の回答書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 62 年 3 月 21 日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、前述のE厚生年金基金の加入記録によれば、申立人は、B社において昭和 62 年 3 月 21 日に資格を喪失し、同日にA社で資格を取得しており、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、D企業年金基金では、申立期間当時の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は、厚生年金保険の資格喪失及び資格取得に係る届出書類と一体の複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 62 年 3 月 21 日に申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年 3 月 21 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 62 年 3 月の E 厚生年金基金の加入記録から、36 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年10月から18年8月までの期間に係る標準報酬月額記録については、17年10月は20万円、同年11月及び同年12月は22万円、18年1月は17万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月から同年8月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成17年10月から18年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月23日から18年9月1日まで

申立期間について、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低額となっていることに納得ができない。

なお、会社側から厚生年金保険料は返金されていない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票、A社から提出された申立期間当時のB社における申立人に係る賃金台帳並びに申立人が居住しているC市町村が保管する給与支払報告書において確認できる厚生年金保険料控除額又は前述の給与明細書等の資料において確認できる報酬月額から、平

成 17 年 10 月は 20 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 22 万円、18 年 1 月は 17 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 22 万円、同年 5 月は 20 万円、同年 6 月から同年 8 月までの期間は 22 万円とすることが妥当である。

また、前述の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票等の資料により、平成 17 年 8 月及び同年 9 月については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時、B 社を管轄する社会保険事務所が保管する同社から当該社会保険事務所に提出された「社会保険被保険者標準報酬月額訂正理由書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正取消届」により、事業主が申立人の申立期間の標準報酬月額を 22 万円から 16 万円に訂正する旨の届出を行ったことが確認できることから、事業主は、前述の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票等の資料で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年6月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から6年3月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から6年4月30日まで

社会保険事務所から説明を受けるまでは、私が勤務していたA社における申立期間の標準報酬月額が遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることは全く知らなかった。事実と異なるので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、平成5年6月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から6年3月までの期間は15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月30日）の後の同年6月10日付けで、5年6月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人自身は、Bの仕事をしており、同社の事務全般は平成19年1月に死亡した代表取締役又はその妻が担当していたと述べており、このことについて、同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士も同様に述べていることから、申立人は、前述の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年6月から同年9月ま

での期間は41万円、同年10月から6年3月までの期間は15万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間において、給与支給額が下がった記憶は無いと述べているところ、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人の申立期間のうち、平成5年10月から6年3月までの期間についての標準報酬月額は、5年10月1日付けの随時改定により、同日前の41万円から15万円に改定されているが、このことについて、当該随時改定の処理は同年10月15日に行われていることが確認できることから、社会保険事務所における不自然な記録訂正があったとは考え難い。

このほか、前述の社会保険労務士は、賃金台帳等の資料は保管していないとしており、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年10月から6年3月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月、48 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月  
② 昭和 48 年 8 月及び同年 9 月

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることが分かったが、どちらも A 市町村役場で国民年金保険料を納付したはずである。

国民年金手帳に貼るとはみ出す細長い領収書を受け取った記憶もあるので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号が払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和 51 年 11 月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間は未加入期間として処理されており、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、A 市町村役場で申立期間の国民年金保険料を納付し、その際、国民年金手帳に貼るとはみ出す細長い領収書を受け取ったと述べているところ、同市町村では、申立期間①については、印紙検認方式であったことから領収書は発行しておらず、また、申立期間②については、領収書を発行していたものの国民年金手帳よりも小さいものであったとしている。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 10 日から 24 年 4 月 10 日まで  
② 昭和 25 年 5 月 25 日から同年 6 月 26 日まで

私は、昭和 22 年 4 月 10 日に A 社 B 工場に C 職（当時）として入社以来、25 年 9 月 15 日まで同社同工場に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「前任の同僚が出産により退職することになり、その後任として昭和 22 年 4 月に A 社 B 工場に入社した。」と述べているところ、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、A 社 B 工場は既に閉鎖しており、前任の同僚及び同社同工場に勤務していた同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の当該記号番号は、昭和 24 年 5 月 18 日に払い出されていることが確認できる上、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、当該被保険者名簿によれば、申立人が当時の事業主と記憶している者及び大多数の同僚は、申立人と同じく昭和 25 年 5 月 25 日に被保険者資格を喪失し、同年 6 月 26 日に再度取得しており、当該期間に被保険者期間が継続している者は見当たらない上、再取得時には、健康保険の整理番号が改めて 1 番から付番されていることが確認できる。

また、同僚の中には、当時、1か月程度厚生年金保険から脱退していたことを記憶している者がいるほか、「昭和25年ごろには、大幅な原料不足のため1か月程度工場が休みになったことがあった。」と具体的に述べている者もあり、事業主が被保険者資格の喪失及び再取得の手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 622

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 6 日から 49 年 1 月 5 日まで

私は、申立期間にはA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、A社の事業主及び申立期間に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、A社に勤務していた期間及び厚生年金保険料の控除状況についての記憶が定かではない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 3 月ごろから同年 7 月ごろまで  
② 昭和 18 年 7 月ごろから 19 年 12 月ごろまで

戦時中の労働者不足を補うため、私は、国の命令で昭和 18 年 3 月ごろに A 社 B 事業所（現在は、C 社）に連れて行かれ、勤務させられた。

4 か月ほどたっていったん実家に戻ったが、その直後に再び D 方面に連れて行かれ、A 社 B 事業所とは別の炭鉱で、召集令状が来た昭和 19 年 12 月ごろまで勤務していた。この時の事業所名も詳しい所在地も記憶に無いが、一緒に勤務していた人から、「自分たちは海の底を掘っている。」と聞いた記憶がある。

各申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたとする A 社 B 事業所の事業主に照会しても、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間①当時の上司及び同僚を記憶していないことから、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に同社における被保険者記録が確認できた複数の同僚に照会しても、連絡の取れた 17 人のいずれも、申立人を記憶しておらず、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人は、事業所名、事業所の具体的な所在地、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、事業所を特定することができなかつ

た。

また、申立人の記憶から、申立人はE社F事業所に勤務していたことも考えられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間②において、申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月ごろから 46 年 4 月ごろ

私は、2年続けて、いずれも9月ごろからの7か月間、A社に季節従業員として勤務していたにもかかわらず、2年目に勤務した時の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私が勤務していたことは間違いなく、申立期間に私と同じ季節従業員として勤務していた同郷の同僚には被保険者記録があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと述べているところ、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、資格取得年月日を昭和45年6月9日として、申立人の氏名、生年月日、健康保険被保険者証の番号及び標準報酬月額等がいったん記載されているものの、当該記載欄は斜線により削除されている上、申立人の欄に記載されていた健康保険被保険者証の番号は、他の被保険者に付番され、申立期間及びその前後の期間において健康保険被保険者証の番号に欠番は無い。

また、A社では、申立期間当時の季節従業員については、雇用保険に加入する者は多かったが、厚生年金保険に加入する者は少なかったとしている上、申立人と同じ季節従業員だったとする複数の同僚は、厚生年金保険に加入するかどうか希望を聞かれたとしていることから、申立期間当時、同社では、季節従業員について全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間と一緒に勤務したと記憶している同郷の同僚は、申立人と申立期間と一緒に勤務していたかについては分からないと述べてい

る。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。